太子町新商品開発事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、太子町の地域経済の活性化及びまちの魅力発信のため、太子町の農産物又は地域資源を活用した新商品の開発事業等を実施する事業者に対し、予算の範囲内において太子町新商品開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条　補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　町内に主たる店舗若しくは事業所を有する者又はその者を含み構成された団体であること。

⑵　町税を滞納していないこと。

⑶　太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと。

（補助対象事業）

第3条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

 ⑴　太子町の農産物又は地域資源を活用して新商品を開発する事業

⑵　既存商品を改良し、太子町の特産品として販売する事業

　⑶　太子町のＰＲキャラクター（たいし君、あすか姫、ぼうじぃ等）を活用して新商品を開発する事業

（補助対象経費）

第4条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に該当する経費とする。

1. 原材料費
2. アドバイザー費用
3. 加工委託費
4. 成分分析費
5. デザイン及び印刷費
6. 広告宣伝費
7. その他、補助事業の実施に必要な経費であると町長が認めるもの

（補助金の額及び交付回数）

第5条　補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。

２　補助金の交付回数は、1事業者につき1回限りとする。

　（補助金の交付手続き等）

第6条　補助金の交付を受けようとする者は、太子町新商品開発事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 法人の場合は、履歴事項全部証明書
4. 個人事業主の場合は、町内に主たる事務所等を置くと証明するもの
5. 町税の納税証明書
6. その他町長が必要と認める書類

２　その他補助金の交付手続き等に関しては、太子町補助金等交付規則（平成18年規則第1号）に準じ、これを行う。

（商品の提供）

第7条　補助事業者は、補助事業終了年度の翌年度中に補助対象事業により開発した新商品を販売又は太子町ふるさと納税の返礼品として登録しなければならない。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。